

弁護士報酬・費用基準



弁護士法人
早稲田大学リーガル・クリニック

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック 弁護士報酬・費用基準

第1 弁護士報酬・費用等の種類

1	(法律) 相談料	面談・電話等による相談の対価です。
2	着手金	着手金は事件処理開始前にいただく報酬。結果の成否にかかわらず頂戴する弁護士報酬です。下段の報酬金(成功報酬)とは別個のものです。
3	報酬金(成功報酬)	事件処理の結果、成功した割合に応じて頂戴する成功報酬です。上段の着手金とは別個のものです。
4	その他の弁護士報酬	時間制(タイムチャージ)、文書作成料、顧問料等につき、上記の着手金と報酬金(成功報酬)による計算によらずに、弁護士報酬を決める場合もあります。
5	日当(出張日当)	ご依頼の事件処理が遠方等のため、その事件処理のために移動時間等を要する場合に申し受ける事件拘束の対価です。
6	実費	訴訟費用等(裁判所等に納める費用等)、通信費、交通費、コピー代等の事件処理に要する費用です。上記の弁護士報酬とは別途に要する費用です。

※上記のうち1～5については、その報酬額に対して別途消費税が課せられます。

第2 弁護士報酬の支払時期

1	(法律) 相談料	相談時
2	着手金	依頼を受けた時(依頼内容に着手する前)
3	報酬金(成功報酬)	事件等の処理(依頼内容)が終了時
4	その他の弁護士報酬・日当	依頼者との協議により定められた時
5	印紙・郵券(郵便切手)等の事件処理に要した費用(実費)	費用発生時 (事前に一定額をお預かりして、事件終了時に精算させて頂くこともあります)

第3 弁護士報酬基準額

■相談料

一般相談料	30分ごとに5,000円～
-------	---------------

■鑑定

書面による鑑定料	10万円以上
----------	--------

■一般民事事件（訴訟事件・非訟事件・家事審判事件・行政審判事件・仲裁事件）、 調停事件及び示談交渉事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8% ※最低額10万円	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+388万円	4%+676万円

■境界紛争

着手金及び報酬金	それぞれ40万円以上
----------	------------

■離婚事件

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚訴訟事件	それぞれ40万円以上 ※ただし、調停等から引き続き受任する場合の着手金は、2分の1とする。
離婚調停事件、離婚仲裁センター事件 又は離婚交渉事件	それぞれ30万円以上

※財産分与、慰謝料などの財産給付を伴うときは、その経済的利益の額を基準に、一般民事事件の例により算定された着手金、報酬金の額を別途請求します。

■保全命令申立事件

着手金	上記一般民事事件の場合の2分の1の額
報酬金 (保全手続のみで目的を達したとき)	上記一般民事事件の場合と同額

■民事執行事件・執行停止事件

着手金	上記一般民事事件の場合の2分の1の額
報酬金	上記一般民事事件の場合の2分の1の額

■倒産整理事件

倒産整理事件の内容	着手金（報酬金含む）
事業者の自己破産事件	50万円以上
非事業者の自己破産事件	20万円以上
自己破産以外の破産事件	50万円以上
事業者の事件	100万円以上
非事業者の事件	30万円以上
会社整理事件	100万円以上
特別清算事件	100万円以上
会社更生事件	200万円以上

■任意整理事件－着手金－

事業者	50万円以上
非事業者	20万円以上

■任意整理事件－報酬金－

(1) 弁護士が債権取り立て、資産売却等により集めた配当原資額につき、

金 500 万円以下の部分	15%
金 500 万円を超え、金 1000 万円以下の部分	10%
金 1000 万円を超え、金 5000 万円以下の部分	8%
金 5000 万円を超え、金 1 億円以下の部分	6%
金 1 億円を超える部分	5%

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から、任意提供を受けた配当原資額につき、

金 5000 万円以下の部分	3%
金 5000 万円を超え、金 1 億円以下の部分	2%
金 1 億円を超える部分	1%

■刑事事件 —着手金—

刑事事件の内容	着手金
有罪であることを争わない事件	20 万円以上 50 万円以下
有罪であることを争う事件	50 万円以上

■刑事事件 —報酬金—

刑事事件の内容		結果	報酬金
有罪であることを争わない事件	起訴前	不起訴	30 万円
		求略式命令	20 万円
	起訴後	刑の執行猶予	30 万円
有罪であることを争う事件	起訴前	不起訴	40 万円以上
		求略式命令	40 万円以上
	起訴後 (再審事件を含む)	無罪	50 万円以上
		刑の執行猶予	40 万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による 相当な額
検察官上訴が棄却された場合	50 万円以上		

■少年事件

着手金及び報酬金	30 万円以上 50 万円以下
----------	-----------------

■手数料

契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が 1000 万円未満のもの	10 万円以上
		経済的利益の額が 1000 万円以上 1 億円未満のもの	20 万円以上
		経済的利益の額が 1 億円以上のもの	30 万円以上

■手数料

契約書類及びこれに準ずる書類の作成	非定型	基本	経済的利益の額が 300 万円以下の場合	10 万円
			経済的利益の額が 300 万円を超え 3000 万円以下の場合	1%+7 万円
			経済的利益の額が 3000 万円を超え 3 億円以下の場合	0.3%+28 万円
			経済的利益の額が 3 億円を超える場合	0.1%+88 万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合			弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合			前段の手数料に 3 万円を加算する	

■手数料

内容証明郵便作成	弁護士名表示なし	基本	2 万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名表示あり	基本	4 万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

■手数料

遺言書作成	定型			10万円
	非定型	基本	300万円以下の場合	20万円
			300万円を超え3000万円以下の場合	1%+17万円
			3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円
			3億円を超える場合	0.1%+98万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合			弁護士と依頼者との協議により定める額
公正証書にする場合			前段の手数料に3万円を加算する	

■顧問料

事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円（月額5000円）以上

第4 時間制（タイムチャージ）

時間制（タイムチャージ）による場合、稼働時間1時間につき15,000～40,000円の範囲で個別に契約を締結します。時間制で報酬契約を締結した場合、着手金・成功報酬はいただきません。

第5 その他

- ① 特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

算定可能な場合の算定基準

- イ 金銭債権 債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ロ 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額
- ハ 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額

- ニ 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額
- ホ 所有権 対象たる物の時価相当額
- へ 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、権利の時価がその時価を超えるときは、権利の時価相当額
- ト 建物についての所有権に関する事件 建物の時価相当額に敷地の時価の3分の1の額を加算した額
建物についての占有権・賃借権及び使用借権に関する事件 上記「へ」にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- チ 地役権 承役地の時価の2分の1の額
- リ 担保権 被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- ヌ 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 ホ、へ、チ及びリに準じた額
- ル 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- オ 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。
ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額
- ワ 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
- カ 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額
- ヨ 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を斟酌した時価相当額）

算定不能な場合の算定基準

800万円とする。ただし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して増減額することができる。

経済的利益の額と紛争の実態又は依頼者の受ける額とに齟齬があるときは増減額しなければならない。

- ② 調停及び示談交渉事件の場合は、一般民事事件の額を、それぞれ3分の2に減額することができる。
示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、一般民事事件の額の、それぞれ2分の1
- ③ 事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。
- ④ 依頼者との協議により、上の表によらず、弁護士報酬の額を稼働時間による時間制（日当を含み、実費を含まない）にすることができる。

- ⑤ イ 弁護士報酬は1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とする。裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは別件とする。
 - ロ 同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。
- ⑥ イ 弁護士は各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。
 - ロ 紛争の実態が共通な複数の事件を受任するとき若しくは複数の依頼者から委任事務処理の一部を共通とする同種事件を受任するときは、弁護士報酬を減額することができる。
 - ハ 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、各弁護士は、各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき若しくは複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたときには、それぞれの弁護士報酬を請求することができる。
- ⑦ イ 弁護士は依頼者に、あらかじめ弁護士報酬等について十分説明しなければならない。
 - ロ 弁護士は、委任契約書が作成されている場合を除き、依頼者から申し出があるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項を記載した報酬説明書を交付しなければならない。
- ⑧ 依頼者が経済的資力に乏しいとき又は特別な事情にあるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又は減額若しくは免除できる。
- ⑨ 事件等が特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき、又は受任後同様の事情が生じたときは、弁護士報酬を増額することができる。
- ⑩ 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、この場合において、着手金及び報酬金の合計額は民事事件1により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。
- ⑪ イ 事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、清算する。
 - ロ イにおいて、弁護士のみには重大な責任があるときは、弁護士は受領済の弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、依頼者と協議のうえ、全部又は一部を返還しないことができる。
 - ハ イにおいて、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、

弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

- ⑫ 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払を遅滞したときは、あらかじめ依頼者に通知し、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。
- ⑬ 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。この場合には、弁護士はすみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。
- ⑭ この規程に定める基準は、消費税法（昭和63年法108）に基づき弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する金額を含まない。

第1版：2005年10月1日作成

第2版：2009年9月17日改定

第3版：2010年3月3日改定

第4版：2011年6月20日改定

第5版：2012年4月1日改定

第6版：2014年4月1日改定